(ii) 自国の領域内において食料及び農業のための植物遺伝資源が生息域内状況から収集された締約国が要求する場合には、当該締約国に対し、定型の素材移転契約を締結することなく当該食料及び農業のための植物遺伝資源の試料が提供されること。

(iii) 定型の素材移転契約に基づいて生ずる利益であって19.3(f)に規定する仕組みに支払われるものが、特に、当該定型の素材移転契約の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用、とりわけ開発途上国及び移行経済国（特に、多様性の中心である開発途上国及び移行経済国並びに後発開発途上国）における国別の及び地域的なプログラムに基づく当該保全及び持続可能な利用のために用いられること。

(iv) 国際農業研究センターが自己の能力に応じて定型の素材移転契約の条件の効果的な遵守を確保するために適当な措置をとり、及び不遵守の事案を理事会に速やかに通報すること。

(c) 国際農業研究センターがその保有する生息域外保持収集物であってこの条約の規定の適用を受けるものに関する政策上の指針を定める理事会の権限を認めること。

(d) 当該生息域外保持収集物を保全する科学的及び技術的な施設が国際農業研究センターの権限の下に置かれること、並びに国際農業研究センターが国際的に受け入れられた基準（特に、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が認めるジーンバンクの基準）に従って当該生息域外保持収集物を管理することを約束すること。

(e) 国際農業研究センターの要請に応じ、事務局長が適当な技術的な支援を提供するよう努めること。

(f) 事務局長がいつでも(d)に規定する施設にアクセスし、当該施設においてこの条の規定の対象となる素材の保全及び交換に直接関係して行われる全ての活動を検査する権利を有すること。

(g) 国際農業研究センターが保有する生息域外保持収集物の秩序ある維持が不可抗力その他の事態によって妨げられ、又は脅威にさらされる場合には、事務局長が当該国際農業研究センターの所在国の承認を得て可能な限り当該生息域外保持収集物の避難又は移転を支援すること。

15.2 締約国は、多数国間の制度の下で、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターであってこの条約の規定に従って理事会との取決めに署名したものに対し、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。当該国際農業研究センターは、事務局長が保有する一覧表に記載されるものとし、当該一覧表は、要請に基づき締約国に提供される。

15.3 附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であって、この条約の効力発生後に国際農業研究センターが受領し、かつ、保全するものについては、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を受領する国際農業研究センターと当該食料及び農業のための植物遺伝資源の原産国又は生物の多様性に関する条約若しくは他の適用のある法令に従って当該食料及び農業のための植物遺伝資源を獲得した国との間で相互に合意する条件に合致する条件で、取得の機会が提供される。

15.4 締約国は、理事会との取決めに署名した国際農業研究センターに対し、相互に合意する条件で、附属書Ⅰに掲げられていない食料及び農業のための植物遺伝資源であって当該国際農業研究センターのプログラム及び活動にとって重要であるものの取得の機会を提供することが奨励される。

15.5 理事会は、また、関係する他の国際的な組織とこの条に定める目的のための取決めを行うよう努める。

第十六条　植物遺伝資源に関する国際的なネットワーク

16.1 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークにおける既存の協力関係は、可能な限り全ての食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とするため、既存の取決めに基づき、かつ、この条約の規定に適合するように奨励され、又は展開される。

16.2 締約国は、適当な場合には、全ての関係する機関（政府機関、民間の機関、非政府機関、研究機関、育種機関その他の機関を含む。）に対し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークに参加するよう奨励する。

第十七条　食料及び農業のための植物遺伝資源に関する世界的な情報システム

17.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する科学上、技術上及び環境上の事項に関する情報の交換が食料及び農業のための植物遺伝資源に関する情報を全ての締約国の利用に供することにより利益の配分に貢献することを期待しつつ、当該情報の交換を促進する世界的な情報システムを既存の情報システムに基づいて開発し、及び強化することに協力する。当該世界的な情報システムの開発に当たっては、生物の多様性に関する条約の情報の交換の仕組みとの協力を追求する。

17.2 食料及び農業のための植物遺伝資源の効率的な保持を脅かす危険については、締約国による通報に基づき、素材の保護を目的として、早期の警告が行われるべきである。

17.3 締約国は、第十四条に規定する定期的に見直しが行われる世界行動計画の改定を容易にするため、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が行う世界の食料及び農業のための植物遺伝資源の状況の定期的な再評価において、同委員会と協力する。

第六部　資金に関する規定

第十八条　資金

18.1 締約国は、この条の規定に従い、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。

18.2 資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を実施するための資金の供与について利用可能性、透明性、効率性及び実効性を高めることを目的とする。

18.3 理事会は、優先的な活動、計画及びプログラム（特に、開発途上国及び移行経済国におけるもの）のための資金を動員するため、世界行動計画を考慮しつつ、当該資金の供与のための目標を定期的に設定する。

18.4 18.2及び18.3の規定による資金供与の戦略に従い、

(a) 締約国は、関連する国際的な仕組み、基金及び組織の管理機関において、この条約に基づく計画及びプログラムの実施のための予見可能であり、かつ、合意される資金の効果的な配分に対して妥当な優先順位が与えられ、及び妥当な考慮が払われることを確保するため、必要かつ適当な措置をとる。

(b) 開発途上締約国及び移行経済締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、特に先進締約国によるこの条に規定する資金の効果的な配分に依存する。開発途上締約国及び移行経済締約国は、自国の計画及びプログラムにおいて、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に妥当な優先順位を与える。

(c) 先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じてこの条約の実施のための資金を供与するものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。これらの経路には、19.3(f)に規定する仕組みが含まれる。

(d) 締約国は、自国の能力及び資金に応じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための国内の活動を実施し、並びに当該活動のために資金を配分することに合意する。配分された資金は、この条約に適合しない目的で、特に商品の国際取引に関する分野において使用してはならない。